

# 第99号

2023年9月15日発行

編集発行

蒲生地区人権のまちづくり協議会

事務局：蒲生コミュニティセンター

電話 0748-55-0207

IP電話 050-5801-0207



「綺田」 絵・福山敬之（さくら川スケッチクラブ）

## やわらぎ

私たちの子ども時代は、学校から帰って来ると日が暮れるまで外を走り回っていました。年上の子どもから遊びを教えてもらい、それを年下の子どもにも伝える、悪さをすれば近所の大人の方に叱られ、ある時は「これ食べな」とおやつをいただく。当たり前のようにいろいろな人との関わりの中で大きくなってきました。

ところが社会は変わり、コロナに翻弄された今、家の中の生活を余儀なくされ、人に触れず自然に触れず、幼少期を過ごすことになりつつあります。とても悲しいことです。子どもは、本来自然の中ののびのび育ってほしいものです。身体をいっぱい使って遊ぶことで、心も身体も大きく強くなります。自然の中で五感をフル活用させ豊かな感性を培ってほしいと願って、微力ながら日々努めています。

こ蒲生は、とても自然が豊かです。この自然の中で、人が人として生きていくうえで大事な「人を思いやる心」「自分で考えて自分で決める力」をつけていって欲しいです。子ども時代に豊かな遊びの体験を重ね、友だち関係を深めていくことを私たち保育者は後押ししていかなくてはなりません。地域のの人々と自然に感謝しながら。

心たばこども園 主幹保育教諭

森本 葉子

## 視点

# 「人権文化の花咲くまち」の実現を目指して

東近江市では、「人権文化の花咲くまち」の実現を目指し、「第4次東近江市人権施策基本計画」を策定しました。

人権文化とは、人権教育のための国連10年（1995～2004年）における universal culture of human rights の語訳で、日常生活に関するあらゆる場面で人権感覚があふれる状態をいいます。

本市では、人権感覚に満ちたまちの姿を「人権文化の花咲くまち」と表現しており、その姿を今一度、市民の皆様と共有していくことが必要であると考え、令和5年5月には各ご家庭にその概要版を配布しました。

また、「一人一人の人権が尊重され、個性や能力が発揮できるまち」を基本理念とし、法務省の人権擁護機関で啓発活動強調事項として掲げる以下の17項目を中心とした人権啓発活動を行っています。



### ～啓発活動強調事項 17項目～

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

人権問題は行政の施策や取り組みだけでは解決ができない、地域社会全体の問題です。皆さん一人一人が当事者意識を持ち、自分自身の問題として向き合うこと、互いの価値観や多様性を尊重し、受け止め合うことが大切です。

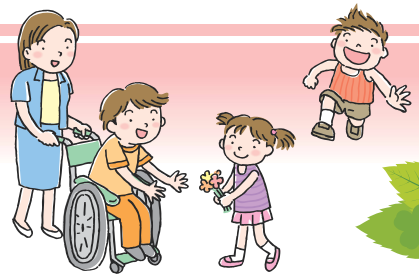
このような人権感覚が地域社会の中で満ちあふれ、ありのままの「私」が色とりどりに輝く社会こそ、本市が目指す「人権文化の花咲くまち」です。

今、同僚に嫌な思いをさせていませんか？ 家族や友人に感謝の気持ちを「言葉」で伝えていませんか？ 日々の生活の中で、心から笑顔で暮らせる社会を自分たちの手で築きましょう。



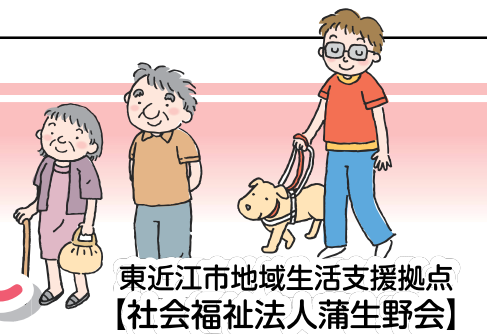
東近江市 人権・男女共同参画課





# 障害者権利条約を地域のすみずみに

## ～障害のある人の権利保障を考える～



東近江市地域生活支援拠点  
【社会福祉法人蒲生野会】



綿花づくり（農家の方とコラボ）

内容は多岐に渡りますが、特に注目したい項目があります。「意識の向上」として、差別的な優性思想に基づく態度、否定的観念、偏見について障害者権利委員会によって懸念されました。尚か

「勧告されたこと」  
○優性思想や能力主義を撲滅するために津久井やまゆり園事件を検証すること  
○障害を理由とした差別の被害者のために、司法及び行政手続きを含む、利用しやすい効果的な仕組みを設置すること、被害者に包括的救済を提供すること、加害者に制裁を課すこと  
○障害のある人への否定的な

「要請されたこと」  
○障害のある人が自分の生活で選択とコントロールを行ってできるようにすることや地域で自立して生活するための支援体制の強化など  
○障害者がどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること

勧告とはどのようなものだったでしょうか。ごく一部になりますがご紹介したいと思います。

固定観念、偏見等を排除する国家戦略をつくり、その策定や実施に当たっては障害のある人と十分に話し合うこと

現実的には障害者権利条約が真に実現する道のりは長いかもしれませんが、一人でも多くの地域の皆様のご理解があつてこそ障害のある人の発達保障や権利保障の実現に近づくと考えています。そのために、拠点整備事業を通じて多くの方に障害のある人

つ意識向上にむけた率先した取り組み、障害者の社会参加などが不十分だと指摘されています。その上で、差別や偏見の排除にむけた取り組みとして、国民の間で差別が拡大しないよう国が戦略をもって啓発プログラムを開発すること、障害者の参画などにより手を尽くし意識改革できるように切り込まれている点です。これらの勧告・要請を背景に、条約の観点から当事者や関係者といった一部の者だけでなく、地域のすみずみまで広がることを望まれます。



地域行事でお弁当販売。駐車誘導や受付もお手伝い



子ども食堂。地域の取り組みに協力して交流します

のことを情報発信し、できることを積み上げ、今後当然りまに交流が深まることを願っています。



誰でも集える「がもうのまつり」

「障害のある人が地域で暮らしにくい」とはあり前のものである」という認識を、障害のある人もない人も共に共有するにはどうしたらよいか、子ども・高齢者・妊婦・重病人・外国人・障害のある人・そのほかの誰もが暮らしやすい地域の実現にむけて何ができるか、悩みはつきまません。

障害者権利条約の特徴は、障害のある人を保護の客体から権利の主体としてとらえ直

日本では2014年に批准されており、国として条約の内容に同意しています。批准した国は、国内の障害者施策がどういった状況になっているのか報告することが求められています。その報告レポートに基づく国連の障害者権利委員会による審査では、前述の観点から日本の障害者施策について、点検がされました。そして昨年度、総括所見と言われる日本政府への勧告などが出されました。

「入学前に見学に行った小学校で、養護学校を勧められた。地元小学校では皆に迷惑になる・嫌がる保護者がいるからと言われた」  
「聴覚障害のため、筆談を依頼したが理解が得られず、終始言語のみで説明された」  
「レストランに空席があつたにもかかわらず、障害団体だとわかると入店を断られた」  
「10年以上ほとんど欠勤もなく就業しているが、最低賃金のままである」

「グループホーム建設予定地の近隣の方に理解が得られず、何かあつたら責任をとるのかと言われた」  
「子ども会に入れなかった。入っても仕方ないでしょうと言われた」  
これらは、今まで受けた障害当事者、そのご家族からのご相談・地域の暮らしにくさを把握するための実態調査に寄せられた声です。私たちがあたり前にしている、暮らし・働く・社会参加・余暇活動などにおいて、支援を必要とする障害のある方の場合、色んな理由で思うように物事が進まない場合があります。社会資源や支援者不足、制度が実態に追いついていない理由もあれば、社会における偏見や差別が理由になることも。



災害時の障害者の実態を学ぶ「星に語りて」上映会

した点です。これまでも障害のある人は、長年弱く保護してあげなければならぬ存在としてみなされてきました。そのために制度や人々の態度、社会の慣習など、あらゆる面で自己決定や選択の機会が遠ざけられてきました。条約は、これを克服するために、障害のある人が障害のない人と同等の権利を有し、自分の人生の主人公であること